

## 電気通信番号規則の一部改正について

## I 改正の概要

電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための電気通信番号（以下、「IMS I」（International Mobile Subscription Identity）という。）については、現在携帯電話で使用されている。本年5月のITU-T勧告E. 212の改定によりIMS Iの使用条件が緩和されたことに加え、国内でも新たにBWAアクセスサービス等での使用が想定されることから、IMS Iを携帯電話以外のサービスについても使用可能とすることを内容とする電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）の改正を行う。

## II 経緯

- (1) 現行の電気通信番号規則第8条では、IMS Iについて、「携帯電話に係る端末設備を識別するための電気通信番号（移動電話端末を識別するための電気通信番号を規定する国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限り）」と規定されており、現状、携帯電話事業者<sup>※1</sup>に対して番号の指定が行われている。  
※1 NTTドコモ、KDDI（沖縄セルラーを含む）、ソフトバンクモバイル及びイー・モバイル
- (2) 本年5月のITU-T勧告E. 212の改定により、IMS Iの使用条件が緩和され、移動端末や移動体サービスに限定されず、電気通信サービスを提供する公衆電気通信網において使用できることとなったところである。
- (3) 国内では、広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）に関して特定基地局の開設認定を受けたウィルコム及びUQコミュニケーションズより、次世代PHS及びWiMAXについて、国際標準規格に基づき、国際ローミング等を実現するためにIMS I使用の要望があったところであるが、上述のとおり、現行の電気通信番号規則第8条の規定では「携帯電話に係る端末設備を識別するため」としており、BWAアクセスサービスでは使用することはできない。
- (4) また、FWAアクセスサービスのうち地域WiMAXについては、BWAアクセスサービスのWiMAXと同じ国際標準規格を採用していることから、今後IMS Iの使用要望が生じる可能性があるが、BWAアクセスサービスと同様、現行の電気通信番号規則ではIMS Iを使用することができない。
- (5) 今後、様々なサービスにおいてIMS Iの使用要望が生じる可能性を踏まえ、ITU-T勧告E. 212の改定に伴い規定を見直す必要がある。

### Ⅲ 改正案の内容

- (1) 本年5月に行われた国際電気通信連合条約に基づく勧告（ITU-T E. 212）の改定に伴い、IMS Iを携帯電話以外のサービスについても使用可能とするための改正を行う。（第8条関係）
- (2) IMS Iの指定要件について、基地局の無線局免許を有さない電気通信事業者であっても、ITU-T勧告への準拠の下、電気通信回線設備に接続する端末設備を識別する設備を設置すればIMS Iを使用可能とするための改正を行う。（別表第二関係）
- (3) 本改正案は、公布の日から施行することとする。（附則関係）

# 電気通信番号規則の一部改正について

(参考)

## IMSI: 端末設備を識別するための電気通信番号(International Mobile Subscription Identity)

本年5月のITU-T勧告E. 212の改定によりIMSIの使用条件が緩和

移動体サービスに限定されず、公衆電気通信網において使用可。

国内でも新たに広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)のサービスで、IMSIの使用要望

次世代PHS及びWiMAXについて、国際ローミング等を実現するために使用。

### 本則 (第八条関係)

本年5月のITU-T勧告E. 212の改定に伴い、IMSIを携帯電話以外のサービスについても使用可能とするための改正を行う。

#### 改正案

第八条(端末設備を識別するための電気通信番号)

端末設備を識別するための電気通信番号(電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための電気通信番号を規定する国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。)は、別表第一第四号に定めるものとする。

#### 現行規定

第八条(携帯電話に係る端末設備を識別するための電気通信番号)

携帯電話に係る端末設備を識別するための電気通信番号(移動電話端末を識別するための電気通信番号を規定する国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。)は、別表第一第四号に定めるものとする。

### 別表第二関係

IMSIの指定要件について、基地局の無線局免許を有さない電気通信事業者であっても、ITU-T勧告への準拠の下、電気通信回線設備に接続する端末設備を識別する設備を設置を行う。

#### 改正案

4 第八条に規定するもの

電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための設備を設置すること。

#### 現行規定

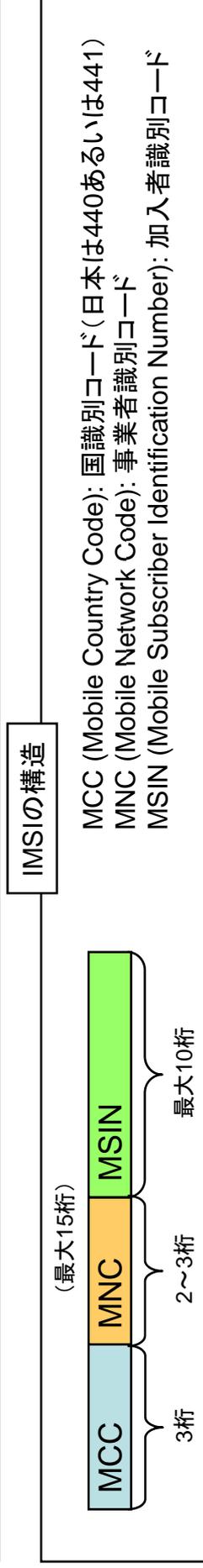
4 第八条に規定するもの

電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。

# 端末設備を識別するための電気通信番号 (IMSI) について

## IMSIについて

IMSIは、ITUにおいて管理が行われており、国際的には、現在では主にローミング機能を有する公衆電気通信網に接続する移動端末又は移動体サービスの加入者を識別するために使用されている。日本では、ITUより「440」又は「441」につづく12桁の番号の割当てを受けており、SIMカード等に記載され、携帯電話の端末の識別のために使用されている。



## IMSIに関するITU-T勧告(E.212)の改正(2008/5)概要

移動体サービスのローミングを主目的とする利用から、公衆網において契約の特定を行うものであればサービスや目的を限定せず多様な利用を認める内容に大幅改正された。

### 【旧勧告】(より限定的記述)

- 移動通信のローミングを実現が主目的
- 移動通信(移動性のあるその他通信も可)への使用

### 【新勧告】

- 利用者が固定及び移動の公衆網(public network)により情報通信サービスを受け取るために、国際的に認証を行うための枠組み。
- 契約網の特定や課金・登録のための契約(subscription)の特定、その他各種目的のために使用可能。